

○財務省告示第三百十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年九月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年十月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（五年）（第二百二十

二 発行の根拠

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

の法律及びそ

運営に必要な財源の確保を図る

ための公債の発行の特例に関する

法律（平成二十四年法律第百

一号）第二条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項及び第六十二条第一項

社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適

用等

四 発行方法

五

方募

イ 入札発競争

価格競争の入札発競争による価格を募入額により加重平均し、非
競争入札発競争による発行（以下「
格競争入札」という。）及び
札であつて、財務大臣が行われる入
市場特別参加者ごとに発行（以
額を定める市場の発行（以下「
下、国債市場特別参加者による発行（以下「
非価格競争入札発競争」という。）

ハ 札発競争
ロ 非競争入

も申込みのうちの応募額を順次割り
当てる。そのうち応募額を案分によ
各申込みの応募額を案分により
各申込みの応募額を案分により
割り当てると。各
各国債市場特別参加者ごとの
募集限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ 発

入札発競争
価格競争
行額

額面金額で二兆四千五百五十一
億円、財政法第四十一条の規
定に基づき発行した利付国債に
ついては、金額で三百七十
九億六千五百五十二万七千
に必要となる財源の確保を図るた
め、公債の発行の特例に関する法
律第二十一条の規定に基づき

七						ハ																																									
イ						ロ																																									
払込金額						札非																																									
行争非者特						行争非者特																																									
入価札格競						入価札格競																																									
札発競争入						札発競争入																																									
国債発行場						国債発行場																																									
特別参加						特別参加																																									
者第I						者第I																																									
非格競						非格競																																									
争入札発						争入札発																																									
二	千	四	百	十	九	で	た	条	特	で	た	条	特	五	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発																							
千	四	百	十	九	億	二	千	四	百	十	七	億	二	千	四	百	十	七	億	千	三	百	万	円	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発													
四	百	十	九	億	千	七	億	千	五	百	万	円	七	億	千	五	百	万	円	三	百	万	円	に	て	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発												
十	九	億	千	七	百	七	十	六	億	五	千	九	百	千	五	百	万	円	千	五	百	万	円	七	億	千	五	百	万	円	三	百	万	円	に	て	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発	
九	億	千	七	百	七	十	六	億	五	千	九	百	七	億	千	五	百	万	円	千	五	百	万	円	七	億	千	五	百	万	円	三	百	万	円	に	て	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発
七	百	七	十	六	億	五	千	九	百	七	億	千	五	百	万	円	千	五	百	万	円	七	億	千	五	百	万	円	三	百	万	円	に	て	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発			
十	六	億	五	千	九	百	七	億	千	五	百	万	円	千	五	百	万	円	七	億	千	五	百	万	円	三	百	万	円	に	て	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発						
六	億	五	千	九	百	七	億	千	五	百	万	円	千	五	百	万	円	七	億	千	五	百	万	円	三	百	万	円	に	て	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発							
億	五	千	九	百	七	億	千	五	百	万	円	千	五	百	万	円	七	億	千	五	百	万	円	三	百	万	円	に	て	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発								
千	九	百	七	億	千	五	百	万	円	千	五	百	万	円	七	億	千	五	百	万	円	三	百	万	円	に	て	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発										
九	百	七	億	千	五	百	万	円	千	五	百	万	円	七	億	千	五	百	万	円	三	百	万	円	に	て	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発											
百	七	億	千	五	百	万	円	千	五	百	万	円	七	億	千	五	百	万	円	三	百	万	円	に	て	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発												
七	億	千	五	百	万	円	千	五	百	万	円	七	億	千	五	百	万	円	三	百	万	円	に	て	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発													
億	千	五	百	万	円	千	五	百	万	円	七	億	千	五	百	万	円	三	百	万	円	に	て	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発														
千	五	百	万	円	千	五	百	万	円	七	億	千	五	百	万	円	三	百	万	円	に	て	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発															
五	百	万	円	千	五	百	万	円	七	億	千	五	百	万	円	三	百	万	円	に	て	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発																
百	万	円	千	五	百	万	円	七	億	千	五	百	万	円	三	百	万	円	に	て	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発																	
万	円	千	五	百	万	円	七	億	千	五	百	万	円	三	百	万	円	に	て	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発																		
円	千	五	百	万	円	七	億	千	五	百	万	円	三	百	万	円	に	て	は	づ	法	九	に	規	関	億	額	発																			

八 最低額面金
九 振替単位

十 発行日
十一 発行価格
十二 発行競争価格
十三 発行競争価格
十四 発行競争価格
十五 発行競争価格
十六 発行競争価格
十七 発行競争価格
十八 発行競争価格
十九 発行競争価格
二十 発行競争価格

二十 発行競争価格
二十一 発行競争価格
二十二 発行競争価格
二十三 発行競争価格
二十四 発行競争価格
二十五 発行競争価格
二十六 発行競争価格
二十七 発行競争価格
二十八 発行競争価格
二十九 発行競争価格
三十 発行競争価格

五万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。

平成二十六年九月二十二日
額面金額百円につき百円十銭以上
額面金額百円につき百円十銭

(一) 年〇・二パーセント
は、払込金額に加え、次の算式
により算出した金額を第二十
号に規定する期日に払い込む
ものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるものに
よつては、前記(一)の算式に
額より算出した金額から該金を
乗

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金
十七 償還金
十八 元利支額

十九 払入札参加
二十 払込期日

じた金額（ただし、当該債
を發行時において取得する者
が非居住者又は外国人であ
る場合は、前記（一）の算式に
より算出した金額に当該非居
住者又は外国人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額）を控除することができる。

平成二十七年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

平成三十一年九月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十六年九月二十二日